

在宅療養で掛かる費用は？

在宅療養に掛かる費用は、次の3つが主なものです。

- ①医療機関への支払い
- ②薬局への支払い
- ③介護保険の自己負担分(介護保険サービスを利用している場合)

具体的な負担額は、それぞれの医療機関の施設基準、受けている医療の内容、回数、医療費の負担割合、介護保険の場合は介護度等により決まるので、人それぞれです。医療費のことは病院のソーシャルワーカー等に、介護費用のことは受け持ちのケアマネジャーに確認しておくといいでしょう。

また、様々な助成や公費負担制度がありますので、条件に該当していれば負担を軽減することもできます。

在宅療養Q&A

Q. 一人暮らしや認知症の人も利用できますか？

A. できます。
通院が困難な場合には、まずかかりつけ医にご相談ください。

Q. 介護保険の申請は必要ですか？

A. 必ずしも必要ではありません。
訪問診療自体は医療保険を使用するので介護保険は不要です。ただし、介護サービスを利用される場合は介護保険を使用しますので、申請しておいた方が良いでしょう。

Q. 病院への通院と訪問診療を併用できますか？

A. 併用できます。
様々な医療機関を頻回に利用していると対象にはなりません、「数ヶ月に1回、以前入院していた病院を受診したい。」「半年に1度、専門医で検査を受ける。」等の理由で併用している方もいます。

Q. 今朝、突然動けなくなったので、訪問診療を利用できますか？

A. 訪問診療は定期的にお伺いして身体の状態を診るものなので、突発的な訪問となる「往診」とは異なります。「往診」をご希望の場合は、まずはかかりつけ医にご相談ください。

小金井市の相談窓口



地域包括支援センター	電話番号	住所	対象地域
小金井きた地域包括支援センター	(042) 388-2440	桜町1-9-5 (桜町高齢者在宅サービスセンター内)	梶野町・関野町 緑町・本町2、3丁目 桜町1、3丁目
小金井みなみ地域包括支援センター	(042) 388-8400	前原町5-3-24 (老人保健施設 小金井あみず苑内)	前原町・貫井南町 本町6丁目
小金井ひがし地域包括支援センター	(042) 386-6514	中町2-15-25 (特別養護老人ホーム つきみの園内)	東町・中町 本町1丁目
小金井にし地域包括支援センター	(042) 386-7373	本町4-7-8 カーマスト 武蔵小金井1号棟1階 (本町住宅バス停近く)	本町4、5丁目 桜町2丁目・貫井北町

(窓口受付時間/月~土 9:00~17:30 祝日・年末年始を除く。)

【発行】

小金井市 福祉保健部 介護福祉課 包括支援係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 電話：042-387-9845 FAX：042-384-2524 (フロア共通)

小金井市では、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく穏やかに暮らせるように、地域の医療・介護関係者が連携し、本人の自己決定を支えていくことを目指しています。

いつまでも住み慣れた小金井で



在宅療養とは？

身体状況により通院が困難になった場合などに、住み慣れた家や施設に訪問診療医(訪問診療*を行う医師)や訪問看護師が定期的にお伺いし、診察・治療・処置などを行います。

また、医療行為と同時に必要時は介護サービスも利用していきます。

病気が怪我により自分で通院できなくなってしまったり、がん等の大きな病気で痛みを和らげながら自宅で過ごしたいと思ったら、在宅療養を検討することができます。

*訪問診療とは、医師が原則として月1回以上、ご自宅を訪問し、身体の状態を継続して確認していくものです。

医師による訪問診療を利用できる人は？

- ・自宅で療養している方
 - ・寝たきりの方
 - ・通院が困難な方
 - ・医師が配置されていない施設に入所されている方
- ※ 訪問可能な地域については訪問診療協力医療機関(小金井市医師会ホームページ参照)にお問い合わせください。

小金井市

令和8年1月

訪問診療でできることは？

訪問診療では、病院で行う医療行為とほぼ同様の内容を受けることが可能です。

- ・採血、注射、点滴
- ・薬の処方
- ・在宅酸素
- ・人工呼吸器
- ・褥瘡(床ずれ)や手術後の傷の処置
- ・がんによる痛みの緩和(麻薬の使用を含む)
- ・胃ろうなどの経管栄養や中心静脈栄養
- ・たんの吸引

※ 医療機関によって訪問診療で行える医療行為は異なりますので、詳しくは利用する医療機関にお問い合わせください。



在宅療養をするために

- ・家族等、身近な人とよく相談して、在宅で療養したいという意思を確認しましょう。
 - ・かかりつけ医、地域包括支援センター、ケアマネジャー等、窓口となる人に相談しましょう。
- ※ その意思は療養中に変更することも可能です。



訪問診療と往診の違いは？

「訪問診療」と「往診」、医師が自宅に向かうという点では同じですが、内容が異なります。

「訪問診療」は医療関係者が、患者様やご家族と相談の上、計画に基づいて定期的に訪問します。

「往診」は、通院できない患者様の要請を受けて、医師がその都度、自宅に伺い診療を行うことで、基本的には困った時の臨時的対応です。



在宅療養を支えてくれる主な機関・人々

訪問看護ステーション (訪問看護師)

主治医と連携し、医師の指示による医療処置、健康状態の確認、療養生活の支援等を行います。

歯科診療所 (かかりつけ歯科医、 訪問歯科医、歯科衛生士)

歯の治療や義歯の調整、飲み込みの評価・指導、口腔内の清掃などを行い、食の支援や肺炎の予防をします。

薬局 (かかりつけ薬剤師、訪問薬剤師)

医師から処方された薬を届け、飲み方の説明や効果のチェック、残薬の確認をします。

訪問リハビリ (理学療法士等 リハビリ専門職)

移動・食事・言語等の生活行為の維持・向上のための様々なリハビリを行います。

栄養指導(管理栄養士・栄養士)

疾患、病状、栄養状態に適した栄養管理や栄養指導を行い、調理方法の指導や食べる楽しみをお手伝いします。

診療所 (かかりつけ医・訪問診療医)

通院が困難な方の自宅や施設等に訪問や往診をして、生活の場で医療を行います。

病院(医師・看護師等)

入院治療が必要な場合の対応を行います。

医療連携室等 (医療ソーシャルワーカー・ 看護師等)

受診・入院相談、退院や転院の支援を行います。

地域包括支援センター (主任ケアマネジャー、保健師、 社会福祉士等)

介護保険や介護予防の相談の他、生活全般に関する相談に応じます。また、関係機関と連携し、適切なサービスが提供されるよう支援します。

居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)

ご本人やご家族と相談しながら介護保険サービスの計画を立てます。市や各サービス事業所、診療所などと連絡調整を行います。

介護老人保健施設等

短期入所やデイケアによる生活に必要な介護、栄養管理、リハビリ等のサービス提供を通して在宅介護を支援します。

訪問介護 (介護福祉士・ホームヘルパー)

ケアマネジャーの計画に基づいて食事の準備や買物、掃除等、日常生活の家事援助を行ったり、入浴や排泄等、身の回りの支援を行います。

インフォーマルサービス

民生委員、ボランティア、地域の支えあい活動等

市役所

介護保険・高齢福祉・障がい福祉・国民健康保険等の窓口で、申請手続き等のご相談に対応します。

保健所

主に、難病や精神疾患、感染症等の方や家族に対する相談支援を行います。

在宅での生活